「高齢者住宅新聞」
2018年4月18日号（490号）6面

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の
活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正

規制緩和で長期的人材育成に

第1回　外国人技能実習制度の現状

外国人技能実習制度に介護職種が追加されて5ヵ月が経った。しかし、介護に携わる法人・事業所からは「制度の先が見えない」「他法人の対応が分からず判断できない」という声が多く聞こえてくる。

理由として考えられるのは2つ。1つは、介護職種で入国した実習生がまだいないこと。もう1つは、実習生を受け入れる「監理団体」も許可申請が必要なこと。各団体がスタートラインに立つ申請手続きの段階なので、先が見えてこないというわけだ。

しかし、この技能実習制度。正しい知識を身につけて、適切な対応で技能実習生を受け入れれば、「人材不足を救う救世主になるかもしれない」とも言われている。その一方で、社会には「技能実習生が不当な労働環境に置かれているのではないか」という疑念がまだ根強いのも事実。

そこでこの連載では、介護職種の技能実習制度の理念から基本的な内容、適切で円滑な受け入れのポイント、最新の動きのほか、実習生を受け入れるまでの私たち監理団体の実体験も交えながら、読者の役に立てるよう現状を織いてお伝えする。

振り返ると、今回の介護職種の追加は、2017年の改正技能実習法施行により実現した。当時は政治状況により国会審議が先送りになったり、要件などの詰めが進まず先送りに先送りを重ねたりと、それに至る道のりは波乱の連続だった。そうした状況に「日本は介護職種を追加しないのでは？」との疑念が生まれ、動きを停止した国も出ていたという。待ちに待ってようやくできた制度なのだ。

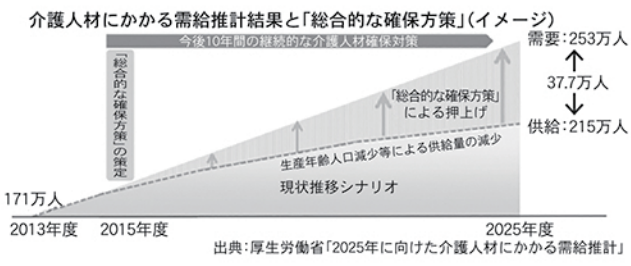

出典：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」

最近では、実習生が期間内に介護福祉士の受験要件を満たせば受験資格を与え、合格すれば日本で働き続けられるようにする方向で、政府内の議論が進んでいる。最長5年の実習終了後、さらに5年の就労を認める方針との報道もある。実現すれば、母国への技術移転という本来の目的だけでなく、2025年の37万人（資料参照）とも言われる介護人材不足に対する有効な確保策にもなる。そういう意味でも、技能実習制度をめぐる今後の動きからは目が離せない。

庄司孝正プロフィール
ライフケア医療介護事業協同組合　専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理組合での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。